

提出府省名	内閣府
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査項目 a) ~ c) について内閣府では総合科学技術会議において、環境プロジェクトチーム(環境 PT)が分野別推進戦略の戦略重点課題の一つとして、各省施策のフォローアップを行っている。さらに平成19年度より環境 PT において連携施策群として国際的な観点に立った化学物質管理の取組に係る施策を含めた各省化学物質関連施策の連携強化を図っている。以下に概要と実施状況を示す。</p> <p>【概要】</p> <p>総合科学技術会議は、平成18年3月に第3期科学技術基本計画の下、政策課題対応型研究開発を対象とした、政府研究開発投資の戦略及び研究開発の推進方を策定し、分野別推進戦略プロジェクトチーム(PT)を基本政策専門調査会の下に設けた。環境 PT は重点課題の一つとして化学物質リスク・安全管理研究領域を設定し、特に重点投資が必要な課題として、「国際間協力の枠組みに対応するリスク評価管理」を戦略重点課題の一つとした。</p> <p>さらに、平成19年度より3年間の予定で、環境 PT では連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」を実施している。本連携施策群は、1) 各省の連携を図りつつ戦略重点科学技術を中心に化学物質のリスク評価・管理手法の研究開発を促進すること、2) 化学物質リスク安全管理研究と3R技術研究の連携を図り、ライフサイクル全体でのリスク評価の推進を検討すること、3) 研究開発の成果を、国際的な化学物質の安全管理に役立てる方策を探ることにより、総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用を図っていくこととしている。</p> <p>連携施策群の目標として、1) 化学物質の有害性データと曝露データを充分に取得し、化学物質のライフサイクル全体でのリスク評価を実現する、2) 資源を有効活用しつつ、化学物質のトータルリ</p>	

スクを最小にする社会システムの形成に役立つ適正管理手法の研究開発を推進する、3) 化学物質による問題を未然に防ぐ国際基準の策定や規制の枠組づくりに積極的に国際貢献する研究開発を推進する、ことに取り組んでいる。

【実施状況】

各省の施策につき、連携施策群会合、タスクフォース会合を通じて各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図っている。また、SAICM に沿った施策を含めた各省化学物質関連施策について、環境 PT でフォローアップを行っている。

【今後の方向性】

本年度についても、連携群会合、タスクフォース会合を通じて各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図り、環境 PT でフォローアップを行う予定である。

提出府省名	外務省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月に UNEP 管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>(1) UNEP傘下にあるPOPs条約、PIC条約及びバーゼル条約は何れも、対象物質及び規制方法に相違はあるものの、有害な化学物質及び廃棄物を規制して環境汚染を未然に防止するとの共通の目的を持っており、3条約の扱う実質的内容に関する相似性及び相違性に着目したことから協力体制(シナジー)強化の必要性が生じ、同3条約の協力・調整に関するアドホックワーキンググループが2007年3月より3度開催された。</p> <p>(2) 我が国(外務省)もPIC条約からのアジア地域代表の内の1カ国として同ワーキンググループに参加し、各条約のマンデートの下での効率的な国際的な化学物質管理の促進に向けた国際協働作業、途上国への技術支援の取組等についての議論に貢献した。同ワーキンググループにおいては、技術分野、行政分野等各種分野において如何なる協働作業が行い得るか等、今後の作業の方向性について参加各国の合意が得られ、右合意をもとに、各条約の締約国会合へ提出する決議案が作成された。</p> <p>(3) 具体的な行動内容については、各条約の締約国会合(2008年10月(PIC条約)、2009年5月(POPs条約))及び第11回UNEP管理理事会特別会合/グローバル閣僚級環境フォーラム(2010年2月)等において検討していく予定。</p>	

提出府省名	文部科学省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>文部科学省においては平成14年度より「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」を実施している。</p> <p>) 施策の概要</p> <p>化学物質管理の取組について、化学物質の環境リスクの低減に資するため、一般・産業廃棄物・バイオマスの再資源化に関するプロセス技術開発、影響安全性評価、物流を含む社会システムの設計に関する委託事業を実施した。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成15年度から平成19年度まで、「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」として、実証プラントを構築し、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化に関するプロセス技術開発を行うとともに、その実用化・普及を目指し、実証プラントから排出される可能性のある有害化学物質等の暴露影響評価・安全性評価や社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携協力により実施し、そのプロトタイプ開発を行った。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>当該施策については、平成15年度から5年間の研究開発プロジェクトとして実施し、プロトタイプを開発し、今後、地方自治体等が中・長期的観点から廃棄物やバイオマスを活用するための計画を策定する際に利用が可能な化学物質のリスクを低減した処理システムのモデルの開発を行ったが、さらに、このプロジェクトの成果を公開し、その成果の普及を図る必要がある。</p>	

提出府省名	厚生労働省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>SAICMの内容を踏まえた化学物質管理の取組を推進する観点から、厚生労働省においては主に以下の施策を進めている。</p> <p>化学物質の安全性の評価と適切な規制の実施</p> <p>) 施策の概要</p> <p>化学物質による環境の汚染を防止するため、これまで製造・輸入されたことがない新規の化学物質については、その安全性を事業者から提出された試験結果に基づき事前に審査し、また既存の化学物質についても、国による安全性情報点検等に基づいた審査を行い、それぞれの有害性の程度に応じて製造・輸入等に関し必要な規制を行っている。また、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)を実施している。</p> <p>) 施策の実施状況(平成19年度中心)</p> <p>当省においては、人健康への影響の評価を主に担当しているが、平成19年度においては、事実上製造・輸入が禁止される化学物質として1物質、人への長期毒性の疑いを有する化学物質として50物質を告示した。また、国による安全性情報点検として、人健康影響の初期評価に必要な試験項目に関し13物質について終了した。また、Japanチャレンジプログラムについては、プログラム推進委員会の開催やwebサイト等を通じた情報の発信等を通じ、一層の推進を図った。</p>	

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、新規の化学物質の安全性を事前に評価し、また、既存の化学物質についても、官民が連携を取りながら安全性情報を収集するなど、SAICM の内容を踏まえた化学物質管理を実施してきているが、既存の化学物質についてはまだ安全性情報が収集されていないものが数多く残されており、SAICM の目標である「2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されること」(WSSD2020 年目標) の実現のためには、リスクベースの化学物質管理の導入等、あらたな化学物質管理のあり方を導入する必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

WSSD2020 年目標を念頭においた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。) の今後の在り方について、現在、厚生科学審議会等において検討が進められているところである。

小児などの脆弱な集団に対する化学物質の影響の解明に関する研究の推進

) 施策の概要

小児など化学物質の暴露に対して脆弱な集団について、生体の恒常性維持メカニズム等に着目したこの集団に特有な有害性発現メカニズムの解明やこれら脆弱な集団においても有害性を検出することが可能な新規の評価手法の開発、さらに脆弱群を調査対象とした疫学調査に関する研究事業を推進する。

) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)

厚生労働科学研究費補助金化学物質リスク研究事業において、目的に合致する研究事業を採択してきており、平成 19 年度においても、関係する課題を採択している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、小児などの脆弱な集団に対する化学物質の影響の解明に向けた基礎的な知見が集積されてきているところであるが、行政上の施策に具体的に反映するためにはさらに成果を得る必要があることから、引き続き、研究を実施する必要がある。

(2) 総括的な分析等

SAICM に沿った化学物質管理の取組を引き続き推進することが重要である。

調査内容項目 b) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

経済協力開発機構(OECD)における化学物質にかかるプログラムや国連において進められている危険物の表示の統一にかかる取組(GHS)に協力等することにより、国際協調に基づく化学物質管理を推進する。

) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)

高生産量化学物質点検プログラム(HPV プログラム)等の OECD における化学物質に関する各種プログラム等に参加してきており、平成 19 年度においても HPV プログラムの評価会合に、我が国からも評価文書を提出するとともに、各国からの提出物質の評価に貢献した。なお、HPV プログラムで評価された安全性情報については、化審法の審査にも積極的に活用され、必要な規制が行わ

れている。また、Japan チャレンジプログラムにおける情報収集については、OECD HPV プログラムや米国の取組における対象物質との重複を排除し実施してきており、平成 19 年度においては、互いのプログラムの効率性を改善することを目的として、Japan チャレンジと OECD HPV プログラムとのシナジー分析に協力した。GHS については、最新の情報を収集するとともに、GHS の普及・推進のための取組を実施したところ。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、国際協調に基づく効率的な化学物質管理が進められてきているが、国際動向等を踏まえた迅速な化学物質対策を実施するためには、国際的に得られている情報をより積極的に入手し活用する必要がある。

) 課題を踏まえた新規・拡充予算要求等

検討中。

(2) 総括的な分析等

化学物質は様々な国で製造され、そして輸出入されることから、国際協調に基づく効率的な化学物質管理は今後更に求められると考えられることから、引き続き取り組むことが重要である。

調査内容項目 c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

OECD において作成されているテストガイドライン (TG) の作成に協力する。

) 施策の実施状況 (平成 19 年度中心)

厚生労働科学研究費補助金化学物質リスク研究事業において必要な研究を採択するとともに、TG の改訂やそれに伴うバリデーションに協力した。例えば、コメットアッセイ (変異原性試験) の改訂ならびに統一を図る作業に協力し、SPSF (Standard Project Submission Form) の提案を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

TG は試験データの国際的な相互受け入れに重要な役割を果たすものであり、本施策の効果は大きい。TG の修正や新規提案については継続的に行われるものであり、引き続き当省として重要な TG については積極的な貢献ができるよう施策を充実させることが重要である。

) 課題を踏まえた新規・拡充予算要求等

検討中。

(2) 総括的な分析等

当省の施策等によって得られた経験や技術を踏まえ、引き続き積極的な情報発信や、国際共同作業に貢献することが重要である。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)について	<p>農薬については、病虫害防除において必要な農業資材であるが、その品質及び誤使用によっては、人畜及び環境に悪影響をおよぼすおそれがあることを踏まえ、農薬取締法に基づく以下のような施策を通じ、適切に管理が行われるよう取組を推進中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録制度に基づき、人畜及び環境に対して、その安全性が確保される場合のみ登録され、製造、輸入、販売及び使用できることとしている。 ・作物残留、土壌残留、水質汚濁性及び水産動植物に対して農薬登録保留基準を設け、本基準を超過した場合には、当該農薬の登録は保留される。 ・農薬登録保留基準を超えるおそれのある農薬及びPOPs条約において、その製造及び使用が禁止又は制限されている農薬については、省令において当該農薬の販売を禁止。 ・広範囲の地域においてまとめて使用された場合に、人畜又は水産動植物に被害をおよぼすおそれがある場合、水質汚濁性農薬として政令により指定。(既登録農薬：シマジン、ベンゾエピン) ・POPs条約上、対象物質とされている12物質のうち、農薬として使用される可能性のある9物質については、農薬の販売の禁止を定める省令の対象に含め、国内での流通を禁止。 ・農薬の販売の禁止を定める省令に掲げた農薬については、「我が国においてその販売が禁止されている農薬」として、PIC条約事務局に通報。

調査内容項目 b)について

農薬については、経済協力開発機構（OECD）を中心として、環境リスク低減のための国際的な取組が進められている。具体的には、規制当局に提出するデータ作成のためのガイドラインの国際調和を進めるとともに、データの作成に当たっての運用及び評価方法に関するガイダンスについての検討を行っており、国際協調に基づくリスク評価の促進を図っている。このような取組に対し、我が国からも会合に参加するとともに、作成されたテストガイドラインと国内措置との調和を図っているところ。

調査内容項目 c)について

技術支援については、JICA からの技術協力に関する要請に基づき、発展途上国における農薬のリスク評価・リスク管理手法を支援する観点から、適宜対応している。（平成 19 年度より、ウルグアイへ独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員を派遣）

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>SAICMは、ライフサイクルの全般を通して化学物質の適正管理を達成し、2020年までに化学物質が人の健康と環境への有意な悪影響を最小限にするような方法で使用され、製造されることを目的とし、科学的知見に基づくリスク評価・リスク削減や、途上国の化学物質管理能力の向上などが期待されている。</p> <p>このようなSAICMの目標を達成するために、科学的・国際的動向と整合させつつ、法的枠組を整備・運用すると共に、国際的な協調活動に積極的に参加している。また、途上国支援を行っている。</p> <p>1. 法的枠組の整備・運用</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康や動植物の生息・生育に支障を生ずるおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的としている。我が国において製造・輸入される新規化学物質の事前審査を義務付けるとともに、PCBをはじめとする難分解性、高蓄積性、長期毒性を有する化学物質等の製造・使用等を禁止している。本法は、平成15年5月に改正(平成16年4月施行)され、化学物質による環境中の生物への影響やリスクに応じた審査・規制制度が導入された。</p> <p>また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)は、事業者が化学物質の環境中への排出量や事業所外への移動量の届出や、化学物質の性状及び取扱に関する情報(MSDS)の提供を義務付けることにより、事業者の化学物質の自</p>	

主的な管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

このように、化審法及び化管法の整備・運用を進めてきたものの、化学産業内の問題からサプライチェーン全体への政策領域の拡大、ハザードベースの規制からリスクベースでの管理への政策領域の深化、新規化学物質届出等の増大化、ナノ粒子安全性問題等新たな課題の出現、

欧州の新たな化学品規制である REACH や国連主導の化学品分類調和システム (GHS) の影響、といった化学物質を巡る環境変化に直面している。

このため、これら状況変化に適切に対応すべく、平成 18 年に産業構造審議会化学物質政策基本問題小委員会において長期的な化学物質政策のあり方について検討を行った。現在は化学物質管理制度の具体的な見直し内容について法律所管官庁と合同で審議会を開催し、検討を行っているところである。

2. 国際的な協調活動への参加

化学物質管理の効果を高め、かつ国際貿易等の支障とならないよう、化学物質管理政策の国際的な政策協調を進めている。我が国としては、1970 年代から継続している OECD における化学物質管理政策分野における国際協調活動や、個別課題に対応した国際条約の交渉等に積極的に参加するとともに、化学物質管理に係る国際合意の実施に向けた各種国内措置を検討・実施している。

3. 途上国支援

国際協力機構 (JICA) 及び (財) 海外技術者研修協会 (AOTS) を通じ、途上国の化学物質管理能力構築のための研修を実施している。

これまでに化学物質管理に関する基礎的な知識は定着してきていると考えられ、より効果的な研修とするために、アセアン諸国の化学物質管理に関する課題を調査し、研修カリキュラムの見直しを行っているところである。

また、従来化学物質そのものや、化学物質の混合物を管理の対象としてきたところ、近年製品含有化学物質情報に関する関心が高まってきている。一方、我が国のサプライチェーンはアジア諸国を中心にグローバルに展開しており、製品含有化学物質の情報伝達のためには、こういったビジネスパートナー国との連携が必要である。このため、アジア諸国を中心とする途上国の化学物質管理能力の向上が、我が国にとって重要な課題となっている。そこで、我が国国内において展開されている製品含有化学物質に関する情報共有システムをアセアン域内においても展開していくことを検討している。

調査内容項目 b) について

国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組

上記 a) 1. 及び 2. 参照

調査内容項目 c) について

我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組

上記 a) 3. 参照

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) 及び b) について</p> <p>国土交通省では、化学物質管理の取組として以下の施策を行っている。</p> <p>河川・湖沼におけるダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質の調査・対策の推進</p> <p>) 施策の概要</p> <p>一級河川(直轄管理区間)におけるダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質の水質・底質調査を実施。また、河川・湖沼における底質ダイオキシン類対策等について検討を進め、汚泥浚渫等の対策を促進。</p> <p>) 施策の実施状況(平成19年度中心)</p> <p>水質・底質の各種調査結果の公表。また、河川・湖沼の底質ダイオキシン類対策にかかる技術資料集・基本的考え方をとりまとめ、水環境の悪化が著しい河川における汚泥浚渫等の対策を促進。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>引き続き調査を実施し、必要に応じて対策を実施する等、河川環境の向上に資する。</p> <p>) 課題を踏まえた検討中の制度改正等</p> <p>なし</p> <p>船舶における化学物質管理対策</p> <p>船舶からの化学物質の環境リスクの低減に向けた取組としては、海洋汚染防止条約(MARPOL条約)</p>	

および海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づいて貨物として積載される有害液体物質の排出に係る規制があり、同法の適切な運用を通じて化学物質の適正管理に努めているところである。

海洋汚染の科学的調査

) 施策の概要

外洋に面した 1 2 の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状況を把握するため海水・海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、COD について調査。

) 施策の実施状況 (平成 19 年度を中心に)

海水・海底堆積物の試料採取、海水・海底堆積物中に含まれる汚染物質の濃度の分析、分析結果の公表。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

1 2 の内湾域で海水・海底堆積物中の過去から現在までの汚染物質の濃度変化を明らかにした。化学物質管理の施策の策定や施策の評価を行うための基礎情報の一つとして、海洋環境中の汚染物質のモニタリングは必要であり引き続き汚染物質のモニタリングを実施。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし。

提出府省名	環境省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>) 施策の概要</p> <p>2006年2月に開催された国際化学物質管理会議において、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されること(WSSD2020年目標)を目指したSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)が採択された状況を踏まえ、我が国におけるSAICMの実施を進めるとともに、アジア太平洋地域のSAICM実施を主導するため、環境省では以下の施策を進めている。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成19年度は、アジア太平洋地域のフォーカルポイントとして、平成19年5月21-23日にバンコクにてSAICMアジア太平洋地域会合を開催し、アジア太平洋地域におけるSAICM推進の中心的な役割を果たしたほか、国内においては、平成20年3月に「海外諸国におけるSAICM実施状況に関するセミナー」を開催し、海外諸国におけるSAICM対応の現状に関する知見を収集するとともに、これを広く一般に情報提供し、関係者間の情報交換・意見交換を行った。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>策定が必要なSAICM国内実施計画について、引き続き関係者への情報交換・意見交換を行いつつ、その策定を進める。また、途上国におけるSAICM実施に係る支援等を行い、アジア太平洋地域におけるSAICM実施についてリーダーシップを発揮する。</p>	

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

従来より、SAICM に盛り込まれているリスク評価・管理、予防的取組方法等の考え方に沿って、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）等に基づく規制・管理を進めてきたところであるが、同法は平成 21 年度に見直し年次を迎えることから、WSSD2020 年目標の達成に向けた制度の在り方について、現在中央環境審議会等において検討が進められている。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）についても、化管法の施行 7 年後（平成 19 年 3 月）の見直しとして、平成 19 年 2 月から、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、施行状況の評価、課題の整理、措置の検討を行い、平成 19 年 8 月に中間とりまとめを公表している。

(2) 総括的な分析等

SAICM 採択を受け、アジア太平洋地域会合を開催するなど、SAICM 対応の主導を開始したところである。引き続き、同地域における SAICM 実施について主導的な役割を果たすとともに、WSSD2020 年目標達成に向けた対応を進める。

調査内容項目 b) について

) 施策の概要

POPs 条約が 2004 年 5 月に発効し、国際的に協調して POPs の廃絶、削減等を進めることが求められている状況を踏まえ、POPs 条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係る BAT/BEP 推進事業、東アジア POPs モニタリング調査、世界モニタリング報告書のとりまとめ等の条約の有効性評価に係る取組を進めている。また、国際的な動向を踏まえた環境リスク初期評価の実施、既存化学物質安全性点検等の取組を進めている。

) 施策の実施状況

平成 19 年度に、「非意図的生成 POPs に係る BAT 及び BEP 検討会」(座長：酒井伸一・京都大学環境保全センター教授)を開催し、POPs 条約第 3 回締約国会合 (COP3) で採択された BAT/BEP ガイドライン、今後の国際発信等に関する検討を行うとともに、アジアの海外現地調査、国連環境計画 (UNEP) の排出量ツールキット検討会合への専門家の派遣を行った。また、2009 年の POPs 条約 COP4 における第 1 回条約有効性評価に向けて設置された調整グループ及び地域組織グループに我が国からも委員が参画し、我が国におけるモニタリングデータの提供や報告書の執筆を積極的に行うとともに、「東アジア POPs モニタリングワークショップ」を開催し、東アジア小地域で POPs モニタリング調査を行うなど、アジア太平洋地域における条約有効性評価に係る取組を主導している。環境リスク評価については、国際的な動向を踏まえた評価手法の改定の検討及び初期評価の実施、国による既存化学物質安全性点検や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム (Japan チャレンジプログラム) の実施、OECD におけるばく露評価や生態毒性試験等の会合への専門家の派遣、高生産量化学物質の点検への貢献等の取組を進めてきている。

) 施策の効果及び政策目的実現度合いの状況

我が国では、平成 17 年 6 月に策定した国内実施計画等に基づき、ダイオキシン類の排出総量は、順調に削減が進んでいる。(平成 18 年に、平成 9 年から約 96% 減少) また、平成 18 年 9 月には、「第 1 回東アジア地域の非意図的生成 POPs 削減に関するワークショップ」(京都) を開催してい

る。条約の有効性評価については、アジア太平洋地域各国の情報のとりまとめや各種関連会合への出席を行い、COP4 に向けて着実に取組を進めている。環境リスク初期評価については、その結果を逐次公表し、関係者において活用が図られているほか、既存化学物質安全性点検の結果を受けて必要に応じ化審法に基づく規制等の措置を講ずるとともに、Japan チャレンジプログラムの進捗状況については化審法データベース(通称:J-CHECK)等を通じて逐次情報発信している。また、OECD における関係ガイドライン、高生産量化学物質の初期評価等の議論に協力、貢献をしてきている。

) 課題分析及び今後の方向性

国内の削減実績を踏まえ、ダイオキシン類等、物の燃焼等により非意図的に生成される物質については、国際的な BAT/BEP ガイドラインも参考にしつつ、国際的に連携した排出削減に向けて国際協力を推進する必要がある。また、2009 年 5 月の COP4 での初回条約有効性評価に向け、引き続き報告書の作成等の取組を進める。環境リスク評価に関しては、引き続き、国際的な動向を踏まえ、評価手法の改定と初期評価の実施、過去の評価の再評価を進めるとともに、国際機関における関係の取組に協力、貢献を進めていく。Japan チャレンジプログラムについては、平成 20 年 8 月に取りまとめた中間評価を踏まえ、得られた情報に基づく有害性評価文書の作成、海外への情報発信及び OECD/HPV プログラムへの貢献を進めていく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求
検討中。

調査内容項目 c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

化学物質は様々な国で製造・使用されるため、一国の規制・対策が貿易を通じて他国にも影響を及ぼすことを踏まえ、日中韓三カ国の政策ダイアログ(対話)等を通じた三カ国間の情報交換及び連携方策の検討を進めているほか、UNEP 等における地球規模での水銀汚染対策の検討に対して、我が国における水俣病を踏まえた水銀対策の経験を発信し、国際的な化学物質管理の枠組みづくりに寄与する。

) 施策の実施状況

平成 19 年 11 月に、各国政府関係者(課室長級)、学識経験者、企業等の参加を得て、第 1 回日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを東京にて開催した。また、UNEP 公開水銀作業グループに副議長として参加するなど、積極的に国際的な水銀対策の枠組み作りの議論に貢献するとともに、こうした国際的動向を踏まえ、平成 18 年度より有害金属対策基礎調査検討会を、また、平成 19 年度より国際的な観点からの有害金属対策関係省庁連絡会議を設置し、対応の検討を行っている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログにおいて、引き続き三カ国間の情報交換を進めるとともに、更なる協力プロジェクトの計画を取りまとめることが合意されており、三カ国間の化学物質管理制度の情報共有が進んでいる。今後は、定期的に政策ダイアログを開催しつつ、

GHS 等の個別分野における具体的な作業を進めることとしている。地球規模の水銀汚染対策については、我が国の先進的な技術をいかして BAT/BEP ガイドラインの策定を行うなど、今後とも国際的な対策検討に積極的な貢献を進める。

(2) 総括的な分析等

我が国の化学物質管理制度や化学物質対策等の積極的な情報発信、共通課題への国際協調の下での対応については進展があった。引き続き、日中韓三カ国間の取組を進めるとともに、国際的な水銀対策に貢献を行うなど、我が国の経験をいかした積極的な情報発信、国際的な化学物質管理の枠組みづくりへの貢献を進める。